

○財務省告示第三百三十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年三月二十八日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年四月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百九十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	平成二十八年三月二十八日
十二	発行期限	平成二十八年六月二十七日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	額面金額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十八年三月二十八日

口 イ 一 九
 入札発行行
 国債市場
 特別参加
 者・第 I
 非価格競
 争入札競
 行
 償還
 元金
 入札
 払込
 期日

厘九毛
 額面金額百円につき百円二銭五
 厘以上
 額面金額百円につき百円二銭五
 平成二十八年三月二十八日
 す。の整数倍の金額によるものと
 の記載又は記録は、最低額面金額の
 振替法の規定による振替口座簿